

【計算例 ケース3】

個人市・県民税額の計算例(Cさん 68歳(給与収入+年金収入)の場合)

家族構成:妻(68歳、特別障害者):合計所得金額0円

給与収入:9,000,000円

年金収入:2,000,000円

支払った社会保険料:1,000,000円

支払った医療費:350,000円(補填される額なし)

所得計算

給与所得:9,000,000円 - 1,950,000円 = 7,050,000円・・・①

公的年金等に係る雑所得:2,000,000円 - 1,100,000円 = 900,000円・・・②

(注意)給与収入額によって計算方法が異なります。

所得金額調整控除額の計算(1)子ども・特別障害者である扶養親族を有する者等

(給与収入額(限度額1,000万円) - 850万円) × 10%

(900万円 - 850万円) × 10% = 5万円【最大15万円】・・・③

※その年の給与等の収入金額が850万円を超える納税義務者で以下のいずれかに該当する者について上記の計算式で算出した額を給与所得から控除します。

〈適用対象者〉

- ・年齢23歳未満の扶養親族を有する者
- ・本人が特別障がい者である者
- ・特別障がい者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者

所得金額調整控除額の計算(2)給与所得と年金所得の双方を有する者

給与所得金額(限度額:10万円) + 公的年金等に係る所得金額(限度額:10万円) - 10万円

100,000円 + 100,000円 - 100,000円 = 100,000円【最大10万円】・・・④

所得金額調整控除後の給与所得計算

①7,050,000円 - ③50,000円 - ④100,000円 = 6,900,000円・・・⑤

所得から差し引く額の計算(所得控除)

社会保険料控除:1,000,000円

配偶者控除:330,000円

特別障害者控除(同居):530,000円

医療費控除:250,000円(350,000円 - 100,000円)

基礎控除:430,000円

所得控除計:2,540,000円・・・⑥

税額控除前所得割額の計算

課税所得金額: ⑤6,900,000 円 + ②900,000 円 - ⑥2,540,000 円 = 5,260,000 円...⑦

税率: 市民税...6%、県民税...4%

市民税税額控除前所得割: ⑦5,260,000 × 6% = 315,600 円...⑧

県民税税額控除前所得割: ⑦5,260,000 × 4% = 210,400 円...⑨

調整控除の計算

⑦の金額が 200 万円を超える場合

1. {人的控除の差の合計 - (⑦ - 200 万円)} × 5% (市民税 3%、県民税 2%) = {32 万円 - (⑦5,260,000 円 - 200 万円)} × 5%

※計算した額が 5 万円を下回る場合は 5 万円

人的控除の差額

所得税控除 - 住民税控除 = 差額

配偶者控除: 38 万円 - 33 万円 = 5 万円

特別障害者控除: 75 万円 - 53 万円 = 22 万円

基礎控除: 48 万円 - 43 万円 = 5 万円

合計額: 32 万円

市民税調整控除額: 5 万円 × 3% = 1,500 円...⑩

県民税調整控除額: 5 万円 × 2% = 1,000 円...⑪

所得割額税額の計算

市民税所得割額: ⑧315,600 円 - ⑩1,500 円 = 314,100 円...⑫

県民税所得割額: ⑨210,400 円 - ⑪1,000 円 = 209,400 円...⑬

年税額の計算

市民税額: 3,500 円 (均等割) + ⑫314,100 円 = 317,600 円

県民税額: 2,000 円 (均等割) + ⑬209,400 円 = 211,400 円

合計額: 529,000 円